

国立大学法人愛媛大学の役職員の報酬・給与等について

役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

平成19年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

役員^{（注）}の期末特別手当の額は、国立大学法人愛媛大学役員給与規程により、国立大学法人愛媛大学経営協議会の議を経て、学長が、国立大学法人評価委員会が行う業績評価の結果及び役員としての業務に対する貢献度等を総合的に勘案して、その額の100分の10の範囲内で増額又は減額することができることとしている。

役員報酬基準の改定内容

法人の長

広域異動手当の新設： 国家公務員に準じて、異動距離300キロメートル以上は俸給月額に100分の6、60キロメートル以上300キロメートル未満は俸給月額に100分の3を乗じた額を3年間支給することとした。（経過措置等あり。）
地域手当の改正： 国家公務員の指定職適用職員に準じて、支給割合を引き上げないこととした。

理事

広域異動手当の新設： 国家公務員に準じて、異動距離300キロメートル以上は俸給月額に100分の6、60キロメートル以上300キロメートル未満は俸給月額に100分の3を乗じた額を3年間支給することとした。（経過措置等あり。）
地域手当の改正： 国家公務員の指定職適用職員に準じて、支給割合を引き上げないこととした。

理事(非常勤)

改正なし。

監事

広域異動手当の新設： 国家公務員に準じて、異動距離300キロメートル以上は俸給月額に100分の6、60キロメートル以上300キロメートル未満は俸給月額に100分の3を乗じた額を3年間支給することとした。（経過措置等あり。）
地域手当の改正： 国家公務員の指定職適用職員に準じて、支給割合を引き上げないこととした。

監事(非常勤)

改正なし。

2 役員の報酬等の支給状況

役名	平成19年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況		前職
		報酬(給与)	賞与	その他(内容)	就任	退任	
法人の長	千円 18,031	千円 12,780	千円 5,173	千円 78 (通勤手当)			
A理事	千円 14,238	千円 10,080	千円 4,080	千円 78 (通勤手当)			
B理事	千円 14,994	千円 10,080	千円 4,080	千円 78 (通勤手当) 756 (単身赴任手当)			
C理事	千円 14,184	千円 10,080	千円 4,080	千円 24 (通勤手当)			
D理事	千円 14,238	千円 10,080	千円 4,080	千円 78 (通勤手当)			
E理事 (非常勤)	千円 957	千円 957	千円	千円			
A監事	千円 11,095	千円 8,736	千円 2,335	千円 24 (通勤手当)	4月1日		
B監事 (非常勤)	千円 957	千円 957	千円	千円		3月31日	

注1:「前職」欄の「」は、独立行政法人等の退職者であることを示す。

3 役員の退職手当の支給状況(平成19年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間	退職年月日	業績勘案率	摘要	前職
法人の長	千円	年 月			該当者なし	
理事	千円	年 月			該当者なし	
監事	千円	年 月			該当者なし	

職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項 人件費管理の基本方針

中期計画に基づき、引き続き教員の教育研究組織の見直しを行い、柔軟かつ機動的な組織の編成及び再編に取り組み、活性化を図る。また、事務系職員等については、意識改革・能力開発並びに専門性の向上に努めるとともに、組織の効率化及び合理化を図りながら、人件費の適正な管理を行う。

職員給与決定の基本方針

ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

国家公務員の給与水準を十分考慮し、国家公務員に準じた措置を講じている。

イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

昇給、昇格の実施及び勤勉手当の成績率の判定に当たっては、人事評価制度による評価結果等を踏まえた勤務成績を考慮している。

(能率、勤務成績が反映される給与の内容)

給与種目	制度の内容
給与:俸給 (昇給)	1月1日前1年間における勤務成績に応じて、昇給区分に基づく号俸数を昇給させることがある。
給与:俸給 (昇格)	勤務成績が特に良好で、かつ昇格基準を満たしている場合、その者が従事する職務に応じた上位の級に昇格させることがある。
賞与:勤勉手当 (査定分)	基準日(6月1日、12月1日)以前6箇月以内の期間における、その者の勤務成績に応じて決定される支給割合(成績率)に基づき、支給する。

ウ 平成19年度における給与制度の主な改正点

広域異動手当(経過措置あり。)を4月から新設した。
扶養手当の子等3人目以降の子等の支給月額を、5,000円から6,000円に4月から改正した。
管理職手当を管理職員の職務・職責を反映できるよう、4月から定額化(経過措置あり。)した。
特殊勤務手当の特任講師授業担当手当を4月から廃止した。
管理職員特別勤務手当の適用職員区分の3種から8種の支給額を4月から改正した。
期末・勤勉手当等の算定基礎に広域異動手当を含むよう4月から改正した。
特別教授手当の新設:最高号俸を受ける教授のうち、世界的に評価される中核的な研究の推進や、教育、社会的貢献、管理・運営において極めて顕著な貢献をした者に業績評価に基づき、5種4,000円から1種20,000円の範囲の月額を1月から支給することとした。
国家公務員の給与法改正を参考に、4月に遡り初任給を中心に若年層に限定した俸給月額に改正した。
扶養手当の子等に係る支給月額を、4月に遡り6,000円から6,500円に改正した。
地域手当の級地の支給割合と平成18年3月31日における調整手当支給割合との差が6%以上の地域の地域手当支給割合について、4月に遡り今後の改定分の一部を繰り上げた支給割合に改正した。
勤勉手当の支給割合を12月に遡り0.05月分引き上げる改正をした。

2 職員給与の支給状況

職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成19年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内		うち賞与
				うち通勤手当		
千円	千円	千円	千円	千円		
常勤職員	1,555	45.5	7,135	5,131	58	2,004
事務・技術	382	46.1	5,813	4,214	69	1,599
教育職種 (大学教員)	741	48.9	8,809	6,287	56	2,522
医療職種 (病院医師)	該当者なし					
医療職種 (病院看護師)	267	36.0	4,768	3,472	47	1,296
技能・労務職種	11	52.8	5,287	3,854	58	1,433
教育職種 (附属高校教員)	49	45.9	7,482	5,466	54	2,016
教育職種 (附属義務教育学校教員)	44	40.8	6,769	4,960	52	1,809
医療職種 (病院医療技術職員)	59	43.7	5,745	4,160	59	1,585
その他医療職種 (看護師)	2					
在外職員	該当者なし					
任期付職員	1					
事務・技術	該当者なし					
教育職種 (大学教員)	該当者なし					
医療職種 (病院医師)	該当者なし					
医療職種 (病院看護師)	該当者なし					
常勤職員 (その他)	1					
再任用職員	3					
事務・技術	2					
教育職種 (大学教員)	該当者なし					
医療職種 (病院医師)	該当者なし					
医療職種 (病院看護師)	該当者なし					
医療職種 (病院医療技術職員)	1					

非常勤職員	人	歳	千円	千円	千円	千円
	79	36.6	3,459	2,930	37	529
事務・技術	人	歳	千円	千円	千円	千円
	28	46.3	3,018	2,249	70	769
教育職種 (大学教員)	人	歳	千円	千円	千円	千円
	12	39.8	4,622	3,388	40	1,234
医療職種 (病院医師)	人	歳	千円	千円	千円	千円
	32	29.1	3,469	3,469		
医療職種 (病院看護師)	人	歳	千円	千円	千円	千円
	該当者なし					
医療職種 (病院医療技術職員)	人	歳	千円	千円	千円	千円
	7	26.5	3,183	2,409	74	774

注1: 常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

注2: 常勤職員の「技能・労務職員」とは、自動車運転手、調理師、医療機器操作員等を示す。

注3: 常勤職員の「教育職種(附属高校教員)」には、附属特別支援学校教員を含む。

注4: 常勤職員の「教育職種(附属義務教育学校教員)」には、附属幼稚園教員を含む。

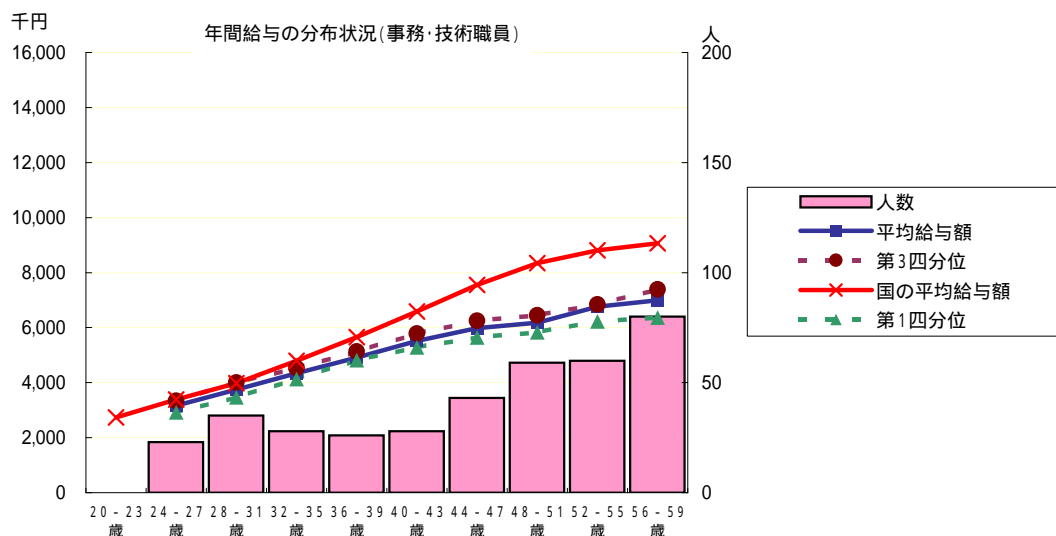
注5: 常勤職員の「その他医療職種(看護師)」については、該当者が2名のため、当該個人に関する情報を特定されるおそれがあることから、「平均年齢」以下の事項については記載していない。

注6: 任期付職員の「常勤職員(その他)」とは、法科大学院の教員を示すが該当者が1名のため、当該個人に関する情報を特定されるおそれがあることから、「平均年齢」以下の事項については記載していない。

注7: 再任用職員の「事務・技術」は該当者が2名のため、「医療職種(病院医療技術職員)」は該当者が1名のため、当該個人に関する情報を特定されるおそれがあることから、「平均年齢」以下の事項については記載していない。

注8: 非常勤職員の「医療職種(病院医師)」とは、医員を示す。

年間給与の分布状況(事務・技術職員 / 教育職員(大学教員) / 医療職員(病院看護師))(在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。以下、まで同じ。)

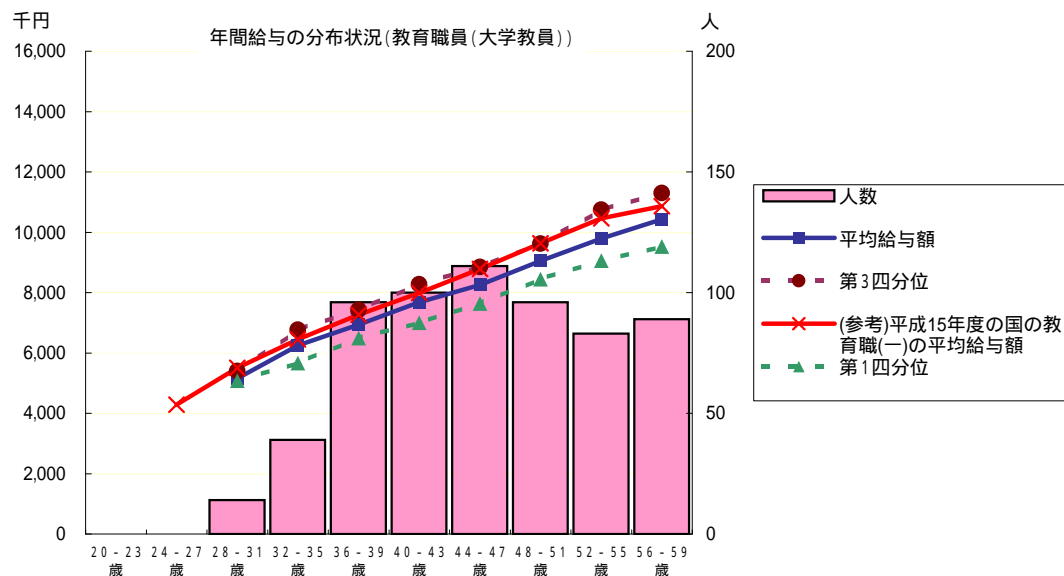


注: の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、まで同じ。

事務・技術職員

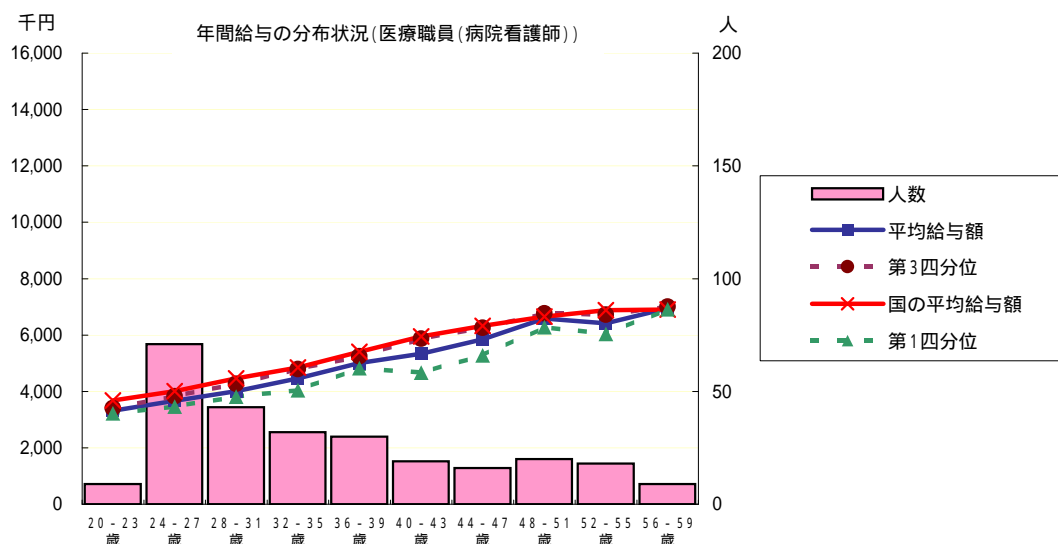
分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		平均	四分位	
			第1分位	千円		千円	第3分位
代表的職位	人	歳	千円	千円	千円	千円	千円
・課長	34	55.8	7,388	7,867	7,867	8,389	8,389
・係長	153	50.2	5,830	6,138	6,138	6,447	6,447
・主任	79	44.4	4,969	5,353	5,353	5,831	5,831
・係員	76	30.1	3,278	3,699	3,699	4,080	4,080

注:「課長」には、課長相当職である「室長」を含む。



教育職員(大学教員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位	平均	四分位
			第1分位		第3分位
代表的職位	人	歳	千円	千円	千円
・教授	293	56.3	9,808	10,505	11,128
・准教授	248	45.8	7,695	8,256	8,841
・講師	51	44.5	7,168	7,777	8,560
・助教	141	40.6	6,095	6,513	7,002



医療職員(病院看護師)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位	平均	四分位
			第1分位		第3分位
代表的職位	人	歳	千円	千円	千円
・看護師長	26	51.2	6,382	6,681	6,981
・副看護師長	42	43.9	5,402	5,823	6,284
・看護師	195	31.9	3,660	4,169	4,589

職級別在職状況等(平成20年4月1日現在)(事務・技術職員 / 教育職員(大学教員) / 医療職員(病院看護師))

事務・技術職員

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級	6級
標準的な職位		係員	係員主任	主任係長	係長 課長補佐	課長補佐 課長	課長部長
人員 (割合)	382	25 (6.5 %)	62 (16.2 %)	217 (56.8 %)	41 (10.7 %)	21 (5.5 %)	11 (2.9 %)
年齢(最高 ~最低)		29 ~ 24	39 ~ 27	59 ~ 34	59 ~ 49	59 ~ 51	59 ~ 44
所定内給 与年額(最高 ~最低)		2,838 ~ 2,052	3,739 ~ 2,395	5,044 ~ 3,281	5,112 ~ 4,333	5,894 ~ 4,822	6,715 ~ 5,976
年間給与 額(最高 ~最低)		3,786 ~ 2,841	4,997 ~ 3,278	6,978 ~ 4,582	7,211 ~ 6,052	8,031 ~ 6,879	9,143 ~ 8,304

区分	計	7級	8級	9級	10級
標準的な職位		部長	副学長	副学長	副学長
人員 (割合)	-	4 (1.0 %)	該当者なし ()	1 (0.3 %)	該当者なし ()
年齢(最高 ~最低)		59 ~ 55			
所定内給 与年額(最高 ~最低)		7,325 ~ 6,682			
年間給与 額(最高 ~最低)		10,115 ~ 9,341			

注1:「課長」には、課長相当職である「室長」を含む。

注2:9級における該当者が1名のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから、「年齢(最高~最低)」以下の事項について記載していない。

教育職員(大学教員)

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級
標準的な職位		助手	助手 助教	講師	准教授	教授
人員 (割合)	741	4 (0.5 %)	145 (19.6 %)	51 (6.9 %)	248 (33.5 %)	293 (39.5 %)
年齢(最高 ~最低)		47 ~ 35	63 ~ 28	64 ~ 29	64 ~ 32	64 ~ 39
所定内給 与年額(最高 ~最低)		3,960 ~ 3,317	5,586 ~ 3,196	6,685 ~ 3,583	7,675 ~ 3,854	9,924 ~ 5,587
年間給与 額(最高 ~最低)		5,504 ~ 4,545	7,525 ~ 4,356	9,138 ~ 5,092	10,245 ~ 5,444	13,917 ~ 7,763

医療職員(病院看護師)

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級	6級
標準的な職位		准看護師	看護師	副看護師長	看護師長 副看護師長	副看護部長 看護部長	看護部長
人員 (割合)	267	該当者なし (%)	195 (73.0%)	42 (15.7%)	27 (10.1%)	2 (0.7%)	1 (0.4%)
年齢(最高 ~最低)			55 22	59 28	58 40		
所定内給 与年額(最高 ~最低)			4,837 2,185	5,045 3,106	5,254 4,100		
年間給与 額(最高 ~最低)			6,688 3,013	6,911 4,235	7,431 5,698		

区分	計	7級
標準的な職位		看護部長
人員 (割合)	-	該当者なし (%)
年齢(最高 ~最低)		
所定内給 与年額(最高 ~最低)		
年間給与 額(最高 ~最低)		

注:5級における該当者が2名、6級における該当者が1名のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから、「年齢(最高~最低)」以下の事項について記載していない。

賞与(平成19年度)における査定部分の比率(事務・技術職員 / 教育職員(大学教員) / 医療職員(病院看護師))

(事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	58.1%	59.3%	58.7%
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	41.9%	40.7%	41.3%
	最高～最低	44.7～36.1%	43.0～39.1%	42.8～37.7%
一般職員	一律支給分(期末相当)	65.4%	67.5%	66.5%
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	34.6%	32.5%	33.5%
	最高～最低	39.4～30.9%	39.7～29.0%	39.0～29.9%

(教育職員(大学教員))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	58.6%	60.5%	59.6%
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	41.4%	39.5%	40.4%
	最高～最低	47.7～33.2%	46.5～31.4%	45.0～32.2%
一般職員	一律支給分(期末相当)	65.3%	67.1%	66.3%
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	34.7%	32.9%	33.7%
	最高～最低	45.7～31.1%	40.3～29.1%	42.9～30.0%

(医療職員(病院看護師))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	%	%	%
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	%	%	%
	最高～最低	～	～	～
一般職員	一律支給分(期末相当)	64.5%	66.3%	65.4%
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	35.5%	33.7%	34.6%
	最高～最低	39.4～31.0%	39.7～29.2%	39.6～30.1%

注:医療職員(病院看護師)における管理職員は1名のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから記載していない。

職員と国家公務員及び他の国立大学法人等との給与水準(年額)の比較指標(事務・技術職員 / 教育職員(大学教員) / 医療職員(病院看護師))

事務・技術職員

对国家公務員(行政職(一))
対他の国立大学法人等

79.7
93.6

教育職員(大学教員)

対他の国立大学法人等

95.0

医療職員(病院看護師)

对国家公務員(医療職(三))
対他の国立大学法人等

92.7
96.3

注:当法人の年齢別人員構成をウエイトに用い、当法人の給与を国の給与水準(「対他の国立大学法人等」においては、すべての国立大学法人等を一つの法人とみなした場合の給与水準)に置き換えた場合の給与水準を100として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出

給与水準の比較指標について参考となる事項

事務・技術職員

項目	内容	
指数の状況	对国家公務員	79.7
	参考	地域勘案 85.1 学歴勘案 78.5 地域・学歴勘案 84.4
給与水準の適切性の検証	【国からの財政支出について】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 45% (国からの財政支出額 15,846,184千円、支出予算の総額 34,970,273千円:平成19年度予算) 【検証結果】 本法人の給与制度は国家公務員に準じているが、年齢構成上50歳以上の者が多く、また、役職就任年齢が高いため、对国家公務員指数79.7と低くなった。	
講ずる措置	高年齢層の定年退職にともない徐々に解消される。	

医療職員(病院看護師)

項目	内容	
指数の状況	对国家公務員	92.7
	参考	地域勘案 90.4 学歴勘案 91.8 地域・学歴勘案 89.0
給与水準の適切性の検証	【国からの財政支出について】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 45% (国からの財政支出額 15,846,184千円、支出予算の総額 34,970,273千円:平成19年度予算) 【検証結果】 本法人の給与制度は国家公務員に準じており、若年層に限定した俸給月額改正も同様に行ったため、看護師はその対象者も多く对国家公務員指数92.7となった。	
講ずる措置	病院看護師は、病院において7対1看護体制の実施等を行っており、その体制を維持するため現状のとおりとする。	

・教育職員(大学教員)と国家公務員(平成15年度の教育職(一))との
給与水準(年額)の比較指標

94.9

総人件費について

区 分	当年度 (平成19年度)	前年度 (平成18年度)	比較増 減	中期目標期間開始時(平成16年度)からの増 減
給与、報酬等支給総額 (A)	千円 13,399,827	千円 13,649,194	千円 (%) 249,367 (1.8)	千円 (%) 621,073 (4.4)
退職手当支給額 (B)	千円 1,413,365	千円 1,530,284	千円 (%) 116,919 (7.6)	千円 (%) 145,253 (9.3)
非常勤役職員等給与 (C)	千円 2,240,144	千円 1,855,859	千円 (%) 384,285 (20.7)	千円 (%) 512,992 (29.7)
福利厚生費 (D)	千円 1,852,881	千円 1,920,101	千円 (%) 67,220 (3.5)	千円 (%) 62,241 (3.3)
最広義人件費 (A + B + C + D)	千円 18,906,217	千円 18,955,438	千円 (%) 49,221 (0.3)	千円 (%) 315,575 (1.6)

注1:「非常勤役職員等給与」の金額は、寄附金、受託研究費その他競争的資金等により雇用される職員に係る費用及び人材派遣契約に係る費用等を含んでいるため、財務諸表附属明細書の「17役員及び教職員の給与の明細」における非常勤の合計額と一致しない。

注2:「退職手当支給額」欄は、国の常勤職員に相当する、法人の常勤職員に係る退職手当支給額を計上している。

総人件費について参考となる事項

1. 給与、報酬等支給総額及び最広義人件費について、対前年度比を示し、その増減要員の説明

給与、報酬等支給総額 …… 対前年度比 1.8%

説明: 運営費交付金の削減に対し、定年退職教員の1年間の不補充の継続及び教職員の人件費削減計画の実施により、249,367千円の減となった。

最広義人件費 …… 対前年度比 0.3%

説明: 外部資金などの経費による契約職員・派遣職員の増加及び看護体制の充実のため、看護職員を増員したことにより、非常勤役職員等給与が384,285千円の増となったが、教員の定年退職者が前年度に比して少なかったため、退職手当支給額116,919千円の減、給与、報酬等支給総額249,367千円の減、及びこれに伴う福利厚生費の67,220千円の減により、最広義人件費は、対前年度比で49,221千円の減額となった。

2. 「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」及び「行政改革の重要方針」による人件費削減の取組の状況

主務大臣が中期目標において示した人件費削減の取組に関する事項

・国家公務員の定員の純減目標及び給与構造改革を踏まえ、国家公務員に準じた人件費削減の取組を行う。

法人が中期計画において設定した削減目標、国家公務員の給与構造改革を踏まえた見直しの方針

・総人件費改革の実行計画を踏まえ、平成21年度までに概ね4%の人件費の削減を図る。

・具体的方策として、教職員の定員削減計画に基づき、概ね年1%の人件費の削減を図る。

上記 及び の進ちょく状況

総人件費改革の取組状況

年 度	基準年度 (平成17年度)	平成18年度	平成19年度
給与、報酬等支給総額 (千円)	14,350,545	13,649,194	13,399,827
人件費削減率 (%)		4.9	6.6
人件費削減率(補正值) (%)		4.9	7.3

注1:基準年度(平成17年度)の給与、報酬等支給総額は、法人移行時の人件費予算相当額を基礎に算出した平成17年度人件費予算相当額である。

注2:「人件費削減率(補正值)」とは、「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)による人事院勧告を踏まえた官民の給与格差に基づく給与改定分を除いた削減率である。なお、平成18年、平成19年の行政職(一)職員の年間平均給与の増減率はそれぞれ0%、0.7%である。

法人が必要と認める事項

特になし